

通信制高校の教育相談における外部機関との連携の在り方についての検討 (2)

—他機関との連携について—

小川 徳重・石津憲一郎・下田 芳幸

通信制高校の教育相談における外部機関との連携の在り方についての検討 (2)

—他機関との連携について—

小川 徳重*・石津憲一郎・下田 芳幸

How Should Correspondence Upper Secondary School Cooperate with the Outside Agency for Supporting Students on their Needs About School Counseling (2).

Tokushige OGAWA, Kenichiro ISHIZU and Yoshiyuki SHIMODA

キーワード：通信制高校，教育相談，連携，高校生

Keywords：correspondence education, school counseling, cooperation, high school students

I 問題と目的

文部科学省による資料によると，高等学校数における生徒数は平成2年のおよそ579万人を境に減少傾向にある。平成24年度のデータを見ると，全生徒数はおよそ355万人であり，そのうち324万人を全日制課程に通う生徒が占めている。定時制や通信制に通う生徒数は平成24年度では，それぞれおよそ11万人と19万人である。一方で，高等学校に通う生徒数は上述のように減少傾向にあるが，通信制高校の学校数は上昇傾向にあり，また通信制高校に所属する生徒数は，ここ10年間ほとんど横ばいと言える。

前報（小川・石津・下田，2013）において述べたように，もともと勤労青少年を対象として設立された自学自習を基本とした通信制教育は，学校外での学習活動がその中心であったため，他の課程に比べて教育相談や生徒指導への重要性は高いものではなかった。しかし，現在，何らかの理由で全日制高校に通うことができなかったものの中には，勤労青少年だけではなく，中学時代に不登校を経験した生徒や高校退学経験者が通信制高校への入学を希望する例も多い（国立大学法人山梨大学大学教育研究センター・通信制高等学校の第三者評価手法等に関する研究会，2010）。こうした近年の通信制高校に入学してくる生徒の現状を鑑みた場合，全日制以外の高等学校制度における教育相談や生徒指導は生徒を支え，子どもを取り巻く環境を整備するといった意味で非常に重要であるといえよう。教育相談や生徒指導においては校内でのかわりだけではなく，様々な外部機関との連携も必要となる。しかし，これまで，医療現場から，医療機関と教育機関の連携体制の不備，医療者の積極姿勢の乏しさ等が指摘されることはあったが（生野，1997；高宮・

磯部・加地・唐木・植本，2009）学校側，特に通信制高校における外部機関との連携に対する現状認識を含む実態報告は大変乏しいのが現状である。

こうした現状を踏まえ，前報（小川・石津・下田，2013）では，通信制高校に通う生徒および保護者はどのような援助ニーズをもっているのかを明らかにし，外部機関との連携のための基礎的資料を収集することを目的に研究を行っている。その結果，調査1から，通信制に通う生徒は，高校入学前や後において，全日制高校で学ぶ生徒と比較し，有意に行政が行う相談機関や，医療機関などを多く利用していることが明らかとなった。また，調査2からは，通信制に通う生徒は「学校外での問題や悩み」を抱えているものが多く，全日制課程以上に，外部機関との連携を高めていく必要性が示されるとともに，教員には授業内容や学校生活における悩み以外にも幅広く対応していくスキルを獲得する必要性が求められることが推察されている。

本研究では通信制に通う生徒を支えていくための外部連携の在り方について焦点を当てる。具体的には，通信制高校の教職員を対象に，他機関との連携について自由記述のアンケートを行った。また，通信制高校にとって連携が重要であると考えられる機関の担当者にインタビュー調査を行うことで，生徒やその家族をどのように支えることができるのかを明らかにすることを試みることにする。

通信制高校で学ぶ生徒の中には，様々な経歴や事情を持ちながら，高校で学習し，将来の可能性を広げるべく努力しようとしているものも多い。彼らにとって，通信制高校は教育の機会が保障された最後の学校とも言える。そこでの学習が円滑に行われるためにも，通信制高校の教育相談は外部機関との連携も含めて効果的に機能

* 富山県立富山高等学校

しなくてはならない。このような通信制高校の教育相談の体制づくりを推進していく上で、どのような点を留意しなくてはならないかを検討することを、本研究では目的とする。

Ⅱ 方法

2-1 調査3¹「教師の他機関との連携に関する意識調査」

(1) 調査協力者

調査2を実施した通信制高校の教育職員 41人を分析の対象とした。

(2) 調査方法

設問回答及び自由記述による実態及び意識調査（調査2と同時に実施）を行った。

(3) 調査内容

「生徒支援に関わる学校以外の機関と連携したことがあるか（ある場合はその連携先）」

「高校における連携体制の現状認識」「希望する連携分野」「充実させたい連携先」「効果的な連携のために学校側が必要なこと」「効果的な連携のために相手機関に望むこと」「連携にあたって考えられる課題やあるべき姿」

2-2 調査4「学校との連携に関する意識調査」

(1) 調査協力者

通信制高校にとって連携が重要であると考えられる機関の担当者を選定した。具体的には以下の表1に示される7機関の担当者にインタビューを行った。

(2) 調査方法：半構造的インタビュー法を用いて聞き取り調査を行った。

(3) 調査機関：平成23年8月～9月

(4) 調査内容

調査3までの結果を基に、以下の表2に示すような内容についてデータを収集した。

Ⅲ 結果

3-1 調査3「教師の他機関との連携に関する意識調査」

(1) 他機関との連携の実践について

「これまでの実践において、他機関（他機関から学校に派遣された職員も含む）と連携して生徒の指導、支援に関わったことはありますか」という質問については、図1のとおり、「ある」と答えた職員が68.3%であった。これまでに連携したことがある相手については、スクールカウンセラー（以下、SC）（15）が最も多く、次いで病院・医院（9）、発達障害支援センター（9）が多かった（図2）。

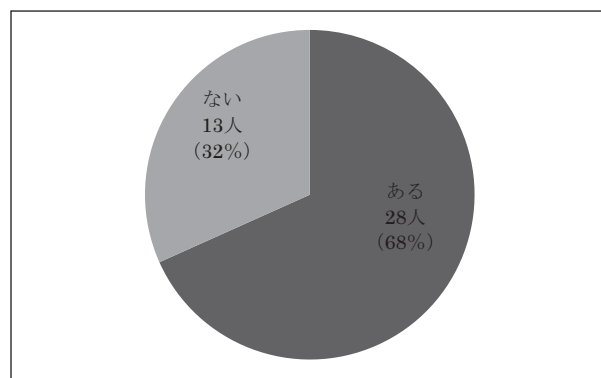


図1 連携の実践経験の有無

表1 インタビュー調査 調査対象一覧

分野	調査対象機関	選定理由
医療機関	A 医院	(調査1) 通信制の生徒の利用状況が高い。 (調査2) 通信制で多い相談内容と関連がある。
教育センター	B 相談機関	(調査1) 通信制の生徒の利用状況が高い。 (調査2) 通信制で多い相談内容と関連がある。
行政	C 相談機関	(調査1) 通信制の生徒の利用状況が高い。 (調査2) 通信制で多い相談内容と関連がある。
民間の施設	D 施設	(調査1) 通信制の生徒の入学以前の利用状況が高い。 (調査2) 通信制で多い相談内容と関連がある。
特別支援学校	E 特別支援学校 (特別支援教育センター校)	(調査1) 通信制の生徒の入学以前の利用状況が高い。 (調査2) 通信制で多い相談内容と関連がある。
障害者支援機関	F 施設	(調査3) 連携の実績がある。 (調査3) 連携の充実を希望している。
適応指導教室	G 適応指導教室	(調査1) 通信制の生徒の入学以前の利用状況が高い。

1 調査3は前報（小川・石津・下田，2013）における調査1と調査2に続く名称である。

表2 インタビュー調査 調査項目

〔施設の概況や配慮している点など〕
1 施設で行われている支援内容や特徴など。
2 利用者の特徴は。また、利用者と接する際に支援者はどのような配慮をこころがけているか。
〔利用実態について〕
3 施設利用者における高校生（及び通信制課程に在籍している高校生）の利用実態はどの程度か。
〔連携体制について〕
4 他機関（学校に限らず）との連携体制の現状について教えてほしい。
5 他機関との連携における個人情報の取り扱いについてのルールや規定等があれば教えてほしい。
〔学校との連携 学校側の意見等（調査3の結果より）について〕
6 学校の担当者（学級担任や養護教諭）が直接、こちらの担当の方に、意見を伺ったり、アドバイスを求めたり、情報を共有したりすることは可能か。
7 学校のケース会議等にこちらの担当の方が参加していただくことは可能か。これまでに参加したことがある場合は、どのようなことで参加したか。
8 学校側の意識の低さが原因で連携がうまくいかなかった事例があるか。
9 学校が頑なに学校の立場を主張し、連携がうまくいかなかった事例はあるか。
〔学校との連携における課題や学校、教師への要望〕
10 そのほか、学校（高校及び通信制高校）との連携における課題や問題点があれば教えてほしい。
11 連携に限らず、学校（主に定時制通信制高校 ※ ¹ ）や学校の教師に対し、メッセージやアドバイス等があればお願いしたい。

※¹ 本研究は通信制高校の連携体制について調査するものであるが、通信制高校は学校数・生徒数ともに絶対数が少ないことから一般の方々にはイメージがしにくいと考えられる。そこで、比較的認知度が高いと考えられる定時制課程を含めた「定時制通信制高校」に対する要望について質問した。

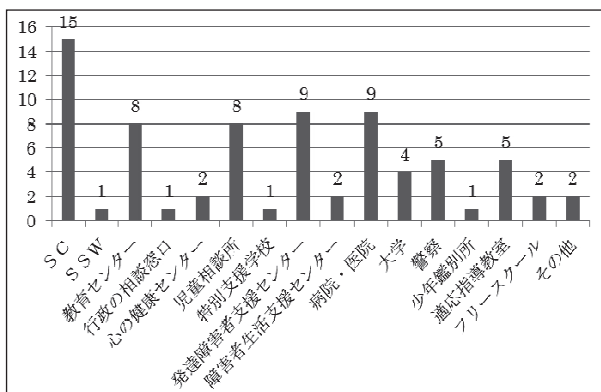


図2 これまでの連携経験のある外部機関等

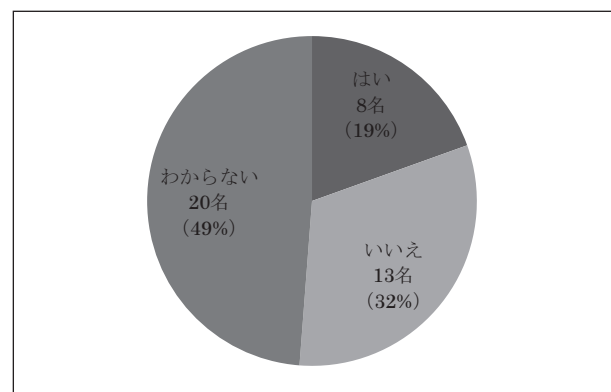


図3 連携体制は整っていると言えるか

「高校における行政や医療、福祉機関との連携体制は充分整っているとお考えですか」という質問については、図3のとおり、「わからない」と答えた職員が48.8%で最も多く、「いいえ」が31.7%、「はい」が最も少なく19.5%であった。「いいえ」と答えた理由についての自由記述では、「教員の意識の問題」や「個人情報の問題・情報共有の問題」「保護者との連携に関する課題」「実務者レベルでの連携に関する問題」「実績不足」「お互いの立場の違いからくる問題」「特別支援に関する支援体制の問題」などの理由が挙げられた（表3）。

「今後、連携体制をさらに充実させたいと思われる分野は？（選択肢から3つ選択）」という質問には、図4のように、「精神疾患を患っている生徒の支援に関する医療機関との連携（19）」の回答数が最も多く、次いで「特別支援に関する連携（9）」「家庭や保護者への支援や介

入に関する連携（9）」の回答数が多かった。「今後、連携体制をさらに充実させたいと思われる連携先は？（選択肢から選択）」という質問には、「SC」が16と最も多く、続いて「発達障害支援センター（15）」、「スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）」、「病院・医院」の回答が多かった。「その他」として、「ヤングジョブとやま（若者就業支援センター）」、「（転入生や編入生の）前籍高校」という回答も見られた。

「効果的な連携のために、学校側の体制として必要なことは何があるとお考えですか」という質問には、「連携先についての情報を職員で共有する（22）」が最も多く、次いで「学校内における職員間の連携を充実させる（20）」、「ケース会議等において、外部機関の担当者を積極的に受け入れる（15）」が多かった。また、「その他」として、「教職員の多忙化がはなはだしくなっているた

表3 連携体制が整っていないと考える理由

〔教員の意識の問題〕
・発達障害の支援について知っている教員が十分でない。
・教員の勉強不足（特別支援，移行支援について）。
〔個人情報の問題・情報共有の問題〕
・縦割り行政的な考え方や個人情報の関係。
・情報があまり伝わってこないから。
〔保護者との連携に関する課題〕
・保護者の考え方がネックとなり連携を形にしづらい。
・保護者などから情報が伝わってこないため，適切に対応できないことがあるため。
〔実務者レベルでの連携に関する問題〕
・担当者どうしでの必要な情報の共有が確実でないと感じる。
・こちらから連絡がなかなかとれずにいる。担当者ベースでの話がまだできていない。
〔実績不足〕
・これまで連携をとる機会がなかったから。
・連携の結果が形となって現れない。
・仕組みがないと思う。つながりはあるが。
〔お互いの立場の違いからくる問題〕
・生徒の健康を優先させると学校が悪者になる事例があり，連携が難しかったことがあったので。
〔特別支援に関する支援体制の問題〕
・通信制には不登校（心因性）のみならず軽度発達障害の人及びその可能性のある人が全日制より多い。その面がまだ不十分だと思う。
・特別支援，移行支援についてネットワークを広げる体制づくりが必要。
〔その他〕
・広域に渡る連携がとれていない。

めに他機関との連携以前の問題として困難をかかえた生徒ときちんと向き合う余裕がなくなっている」という意見も見られた（図5）。

「効果的な連携のために相手機関に望むことは何ですか」という質問には、「連携先で支援を受けている生徒の様子や支援内容など，学校での生徒支援に役に立つと思われる個別の情報を共有させてほしい」の回答数が圧倒的に多かった。「その他」として，「学校の立場もちゃんと飲み込める相手と連携したい」「学校には学校独自

の事情があることを理解してほしい」という声も見られ，学校と相手機関との立場の違いからくる連携の難しさも伺えた。

「学校と他機関との連携体制について，現状の課題や今後のあるべき姿など，ご意見がございましたら，ご自由にお書きください」という問いの自由記述については，表4にまとめた。連携に否定的な意見としては「情報共有の難しさ」あるいは「連携を実践する余裕がない」にいった意見がほとんどであった。

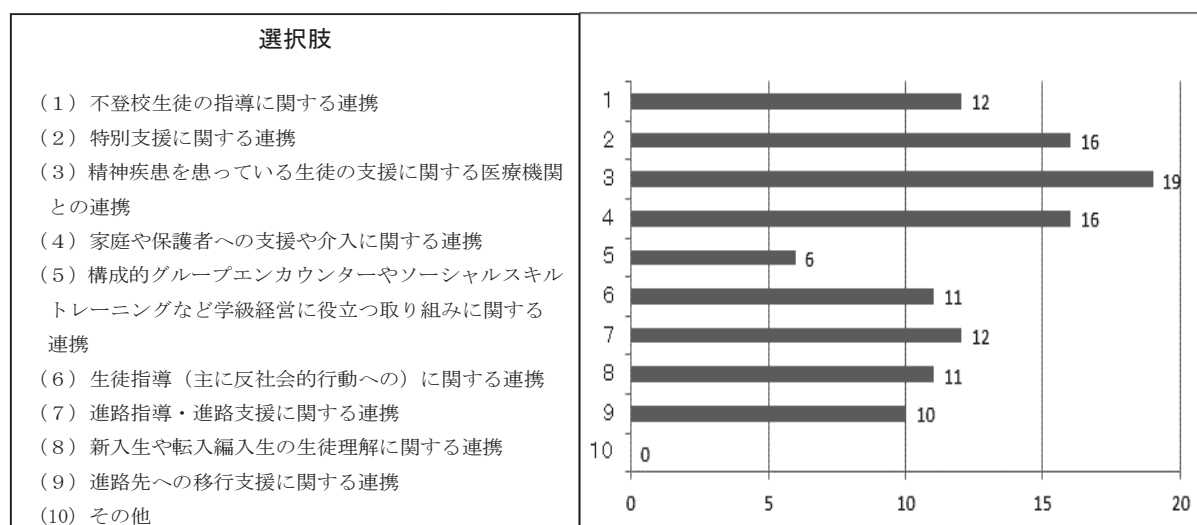


図4 連携を充実させたい分野

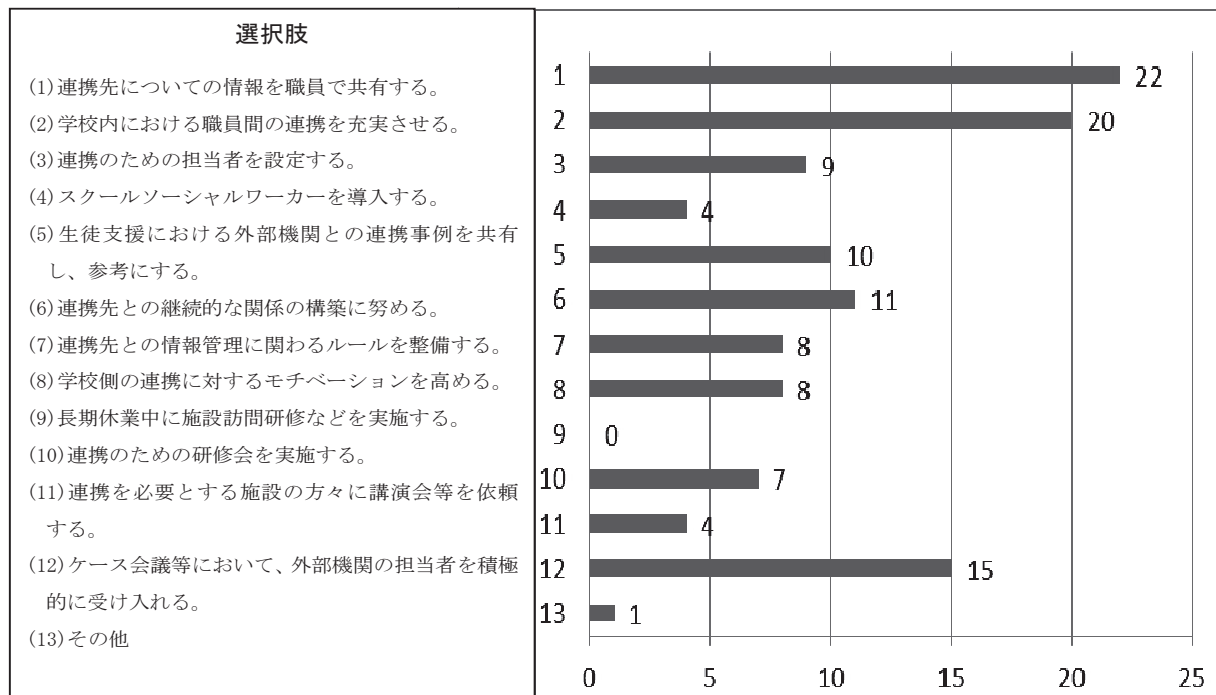


図5 効果的な連携のために学校の体制として必要なこと

表4 「連携」に関する課題や意見（自由記述）

〔情報共有の難しさ〕 ・個人情報保護のため、生徒の問題等の情報が入りにくい、入っても後手に回る。 ・個々の機関で持つ情報の共有が難しい。情報は日々更新されるので新しい情報をどのように共有すればよいか。定期的な情報交換ができない。
〔連携を実践する余裕がない〕 ・教職員がもっと余裕をもって生徒と向き合えるように（県教委への報告をより精選するなど）に取り組む必要がある。その点が解消されずに他機関との連携だけが1人歩きすると「手のかかる生徒は専門家にゆだねる」という安易さにつながらないか懸念される。 ・学習指導を主とする学校教育現場で、増大する課題には対処に限界がある。 ・日々の業務で手がいっぱいでは他機関との連携を必要とする生徒に丁寧に対応している余裕はない。
〔通信制課程の現状に対する不安〕 ・状況の違う生徒が複数クラスに存在しているが専門的知識もないままに対応しているので不安になる時もある。 ・通信制に通っている生徒の中には、全日制ですでに他機関との連携を受け、その結果入学してきている人がかなり存在する。つまり、病院やどこかの機関に通っても自己申告がなければわからず、逆に他機関との必要な連絡がとれにくい状態、またはほったらかしにしてしまう状況にあると思われる。
〔連携に関する意見〕 ・連携はキャッチボールに例えられる。専門性を持った他機関と有効に連携をするには、相手機関のボール（設置目的、専門性を含め）を受け取り、こちらの求めることを返していくことを積み重ねて引き継いでいく必要性を感じている。 ・生徒の「困り」に対して本人や家庭、他機関と連携をとりながら将来生徒が「自分らしく」社会で生きていく一助ができるようなネットワークづくりを学校としていきたい。 ・連携する学校以外の機関がどのような業務を行っており、どのような連携が可能なのか理解する必要がある。

3-2 調査4 「学校との連携に関する意識調査」

インタビュー調査から抽出したキーワードを調査対象と内容分類の形にまとめたのが表5である。調査対象は医療機関、特別支援（特別支援学校、障害者支援機関）、相談機関（教育センター、行政）、民間・その他（民間施設・適応指導教室）の4つにグループ化した。以下(1)～(9)

に分け、内容別にインタビュー結果についてまとめた。

(1) 利用実態について

通信制の生徒の利用については、通信制の生徒数が少ないこともあり、めだって多いという回答は少なかった。在籍はしているけれども学習実態は伴っていない利用者もあるようだ（医療機関）。ただし、中学校段階の利用者の多くが定時制通信制に進学しているとのことである

表5 インタビュー調査から抽出したキーワード一覧

	医療機関	特別支援	相談機関	民間・その他
利用実態	通信制生徒の活動生は少ない。 定時制通信制に進学するものも多い。	中学校・高校からの相談の増加。 小学校の支援体制が充実。 定時制通信生では進路相談が多い。 利用者の平均、20代半ば。 早期支援に必要性（ひきこもり・二次障害を併発する前に）。	20代の利用者が多い。 保護者への支援。	学歴期の方の利用は少ない。 卒業後にひきこもり。 青年期の方の利用。 親の支援がねらい。 （適応指導教室） 小学生・中学生のための施設。 高校生の正式な利用はない。 先輩に学ぶ会への参加。 定時制通信制に進む生徒も多い。 親への支援も必要。
連携体制	発達障害の方は連携が必要。 医療，教育，福祉間には、さらなる情報共有が必要。 入学前相談。	就労支援の連携強化。 発達障害者の就労支援の連携。 就業体験の計画・同行。 助成などの制度面の情報提供。 地域支援のネットワーク作り 連携が支援の中心 お互いに守秘義務を守るという信頼関係が連携の基本 お互いを知ろうことが大切。	利用者との信頼関係。 連携する際は複数の機関を紹介。 連携先の理解に努める。 特別支援では情報を共有。 診療所の機能も附属。	医療機関との連携強化。 連携先との勉強会。 うつの方の見極めが大事。 支援に学校の担任からの励ましを活用。 保護者との連携が重要。 医療機関との連携が望まれる。
個人情報の取り扱い	保護者の同意があれば連携機関と情報を共有する。	本人・保護者の了解が大前提。 連携の基本は情報の共有。 保護者了解の上で。 連携先との共通理解ができなくて困るのは当事者。 当事者からの情報提供も促す。	本人の同意のもとでの情報共有。 守秘義務の徹底。 利用者との信頼関係。	本人と保護者の了解。 本人の利益のために情報を共有。
担当者	担任に依頼している。 親の同意があれば担任がアクセス可能。 担任をサポートするための校内体制の構築。	特別支援教育コーディネーター・担任・学年主任・進路指導主事。 担任の行動力に期待。 担任をサポートする体制が必要。 担任との連絡は可能。ただし、担任をサポートできる環境が望まれる。	本人の同意の上。 担任との連絡。	担任が直接連携可能。 カウンセリング指導員。 担任との関わりが少なくなり困惑している。
ケース会議	診療があるため不可能 ・来院（診療後） ・メール	小学校主催のケース会議に参加。 管理職が打ち合わせに参加すること。 ケース会議に気軽に参加できるようになるといい。	要請があれば参加可能。	参加可能。 守秘義務。 連携相手との信頼関係。 連絡会議の実施。 連絡会議の有効性。

通信制高校の教育相談における外部機関との連携の在り方についての検討 (2)

	医療機関	特別支援	相談機関	民間・その他
学校側の意識について	教師全員が専門性を持つ必要はない。	問題行動を起こす前にいかに動くか。 担任の熱意。 支援が必要な生徒への目配り。 早期支援の重要性。 発達障害について相当の知識が必要だと思われすぎている。 もっとフランクにつきあう。	うつの方への配慮。 連携先からの助言に対する対応 担任が変わったとき担任への不満（親）。 職員研修の有効性。	
学校の立場や枠	担任が変わったとき担任に対する不満（親）	学校の柔軟な対応を評価。 相手の気持ちをくみ取った上での対応を心がける。 校内連携の難しさ。 特別支援教育コーディネーターの重要性。 管理職の理解・介入。 本人の特性を理解し、合理的な配慮がなされるべき。 卒業後の支援のつなぎ先を見据えた上での落ち着いた支援を。	単位認定における配慮事項のわかりにくさ。 単位認定などについて丁寧な説明が必要。	親から過度な要求も。 学校の立場への理解。
学校との連携における課題	通信制との連携の実践は少ない。 学校も情報提供を。 メールの活用（ただし、個人名でのやりとりは控える）。 連携の継続性。 情報共有。 信頼関係の構築。	早期支援が課題。 目立たない発達障害者への配慮。 成年期で困らないように。 お互いを知りあうことが大事。 連携においても新しい取り組みにチャレンジできる柔軟さが必要。 実践のフィードバック 学校が地域の支援といかにつながっていくか。 支援の引き継ぎ・継続性が重要。 将来をふまえた家族支援のネットワーク作り	紹介される学校が偏っている。	支援を開始する時期の見定めには「連携」が必要。
定時制通信制高校への要望	発達障害・不登校の生徒に適している学校である。 SST などへの取り組みへの期待。	SSE などの取り組みを評価・全校での体制作り。 進路支援への期待。 支援を見据えた上での進学指導。 就労支援における連携の強化 連携先と壁なく話ができる環境整備を。 就労系の支援や連携の強化。 移行支援の「のりしろ」を多く長く持ってほしい。	進路支援への期待。 進路についての悩みが切実。 進路支援にこそいろいろな機関と連携を。	連携先の支援内容に関する理解。 支援を開始する時期の見定めには「連携」が必要。 適応指導教室的な居場所の整備。

(医療機関、適応指導教室)。通信制・定時制においては学校生活に対する困り感が少ないからか、学校生活への相談よりも卒業後の進路に関する相談が目立つという回答もあった(特別支援学校)。

また、20代の利用者が多いという施設が複数あり、その理由として「早期支援が不十分」、「支援の手が少なくなった高校卒業後の引きこもり」などが原因として挙げられている。

利用者だけではなく、利用者の保護者も支援の対象としている施設も複数見られた。

(2) 連携体制について

医療機関以外では、医療機関との連携を強化あるいは望んでいる施設が複数あった。中には診療所としての機能が附属している施設もある。また、「うつ病」の生徒の支援を念頭に医療機関と連携しているところもあった。定期的(入学前など)に医療機関と情報交換したり相談したりしている学校もあるようだ。

発達障害の生徒などを対象とする特別支援については、どの施設も(医療・福祉・教育ともに)さらなる連携が必要であると考えており、実際に積極的に連携している。連携なしに支援はできないという考えが一般的であり、職場や学校、家庭や地域での支援をつなげてネットワーク化する取り組みが行われている。そのためにも連携機関同士お互いに知り合おうとする努力や信頼関係の構築を重要視している姿が伺えた。また発達障害が障害として認定されるようになったこともあり、発達障害者の就労支援についての連携も強化されてきている。すでに全日制高校でも特別支援学校との連携による就労支援が実践されている。

相談機関等による高校生の悩み相談などの支援については、利用者との信頼関係の構築が重要である。むろん本人の了解なしでは、学校や他の連携機関はおろか保護者であっても相談内容が伝えられることはないことも確認された。

(3) 個人情報の取り扱いについて

連携の基本は情報共有にあり、その情報共有は本人のために行われているという考えから、個人情報に関することであっても必要な情報は積極的に共有していくべきだと考える施設が多かった。個人情報については、本人・保護者の同意の上で取り扱うことは当然のことであり、多くの機関では利用に先立ち、連携や個人情報の取り扱いについて本人・保護者の同意を得ていることが多い。そうでない場合でも、必ず本人・保護者の了解のもとで連携を開始し、本人・保護者の了解のもとで連携機関との情報共有を行っている。

また、お互いに守秘義務を守るという連携機関どうしの信頼関係が連携の基本であるという指摘もあった。

(4) 連携における担当者について

学校側の連携の担当者としては、特別支援コーディネーターや担任、学年主任、進路指導主事など連携の目

的などによって様々である。相手側としては、直接生徒と接している担任との連携を望む声も多く、本人・保護者の同意があること前提で、質問などがあれば、担任が直接電話やメールなどでコンタクトを取っても構わないというところが多かった。なかには、「カウンセリング指導員が窓口になるようになってから担任との関わりが少なくなり困惑している」という声や、「連携支援は担任の熱意や行動力にかかっている」という担任の関わりを必要としたり期待したりする声もあった。ただ、担任だけの力では支援が不十分となることが多く、特別支援教育コーディネーターや学年主任などが担任をサポートする校内体制のさらなる充実を望む声も多かった。

特別支援においては、特別支援教育コーディネーターが窓口となることが多いが、校内においてコーディネーターの声や意見が反映されにくい場合があるとの指摘もあった(後述する(7)「学校の立場や枠について」と関連)。

(5) ケース会議等への参加について

高校が主催したケース会議などに要請されて参加したという実践は聞かれなかったが、要請があれば参加したい(あるいは参加可能)という機関がほとんどであった。ちなみに、医師は診療があるためこのような会議への参加は不可能である(保護者の同意を得られているならば診療後に来院するかメールするかなどで情報交換可能な医院もある)。このような会議が支援にとって有効あるいは必要と認識しているところも多く、もっと気軽に参加したいという声もあった。

(6) 学校側の意識の問題について

「発達障害ともしっかりとフランクにつきあえるようになるといい」、「連携先からの助言を学校内での指導や生徒との関わりに反映してほしい」という声は聞かれたものの、「発達障害について相当の知識が必要だと思われすぎて」、「教師全員が専門性を持つ必要はない」など、学校や教師への特別支援に関する専門性に対する過度な期待の声は聞かれなかった。

また、目立たないけれども支援が必要だと思われる子に対する「何とかしたい」という気持ち、問題行動が深刻化する前にいかに動くかなど、必要な生徒にできるだけ早く支援とつなげる意識を持ってほしいと感じている施設が複数あった。

職員研修を全員で受講することの有効性を指摘する声もあった。

(7) 学校の立場や枠について²

高校の単位認定や服装指導など、ある程度の「枠」に

2 この件では通信制高校に関する事例はほとんどなく、ふれられている内容は高校一般についてである。通信制高校ではあてはまらない内容もあるが、連携について参考になることも多いと考えられる。

については仕方がないと考えている施設が多かった。その上で、単位認定の話などは、事前に丁寧な説明が必要であるという意見や、最近の高校の柔軟な対応を評価する声もあった。

一方、発達障害者への対応は試行錯誤の段階であり、学校側に本人の特性を考慮した合理的かつ柔軟な対応を望む声も複数聞かれた。そのためには、連携の担当者が、教務主任や生徒指導部長など校内の関係者に説明、説得しなければならず、その役を担う「特別支援教育コーディネーター」の重要性を指摘する声も聞かれた。また、その際には、管理職の連携への理解や担当者へ働きかけがあるかどうか大きいという声もあった。

(8) 学校との連携における課題について

通信制高校との連携する機会が少なく、学校で何が困っているか、何を伝えたら学校が動いてくれるかわからないという声があった。別の施設からも、まずは互いのことをもっと知りあうべき、お互いが実践を積みあげていく中で成功事例を抽出し連携の仕組みに落とししていくべきだという意見もあり、連携実践や交流の少なさがひとつの課題として挙げられる。関連して、お互いの信頼関係を構築していくべきだという考えも聞かれた。信頼関係を損ないかねない例として、他機関を紹介した際の事前の連絡不足や、紹介後に情報共有がうまくいかなかった事例などが挙げられた。

発達障害者への支援については、学校側に望まれる課題が多く挙げられた。まずは、発達障害の早期発見早期支援に対する要望である。目立たないけれども将来の自立が心配だという生徒に早めに目をかけてほしいという要望が複数から聞かれた。また、連携での取り組みに関し、お互いに新しい取り組みにチャレンジできる柔軟さが求められた。発達障害の支援については、生活環境の整備が支援の中心となるため、学校生活だけに目を向けるのではなく、家庭環境や地域での生活についても目をむけるべきであり、そのための支援のネットワークを広く長く構築できるような配慮の必要性が指摘された。

連携にあたっての情報交換については、学校側のほうが情報提供をしづらげであるという話も聞かれた。また、情報共有にあたってメールでのやりとりそのものを禁止している学校もあり、時代の流れに逆行しているのではないかと指摘もあった。

(9) 定時制通信制高校へのメッセージや要望など

不登校や発達障害の生徒に適した学校であり、これからもこのような生徒への配慮がなされた学校であってほしいという声が多く聞かれた。また、一部の定時制通信制高校で実施されているソーシャルスキルトレーニング（以下、SST）、ソーシャルスキル教育（以下、SSE）の取り組みに対する評価も高く、今後も継続、発展させてほしいという声も複数から聞かれた。

要望として圧倒的に多かったのが進路支援、特に就労支援の強化・充実である。就職できないからといって安

易に進学させてしまうことへの不安、進学を指導する場合であっても支援の継続を見据えた上で指導してほしい、という意見も聞かれた。進路支援にこそ多くの機関との連携を望む声も多かった。特に、発達障害者の就労支援については、これまでの特別支援学校の支援の仕組みが応用できる可能性が高いことも指摘された。移行支援の「のりしろ」を多く長く持つてほしい、など、卒業前の就業体験（インターンシップ）や卒業後のアフターケアへの取り組みに対する要望も伺えた。

Ⅳ 考察

4-1 効果的な連携のために

—アンケート調査とインタビュー調査から

見えてきたこと—

通信制の職員の半数以上、68.3%の職員が、これまでの実践において、他機関と連携して生徒支援を行ったことがあると答えた。その上で31.7%の職員が、高校における連携体制は充分整っていないと考えている（整っていると答えた職員は19.5%）。整っていない理由として挙げられた「教員の意識の問題」や「個人情報の問題」「実務者レベルでの連携に関する問題」などの問題点や、連携に関する課題や意見についての自由記述の中で挙げられた「情報共有の難しさ」、相手機関に望むこととして記述された「学校の立場もちゃんと飲み込める相手と連携したい」などの学校側で見られる意見や考え方について、連携機関の担当者にインタビュー調査を行い、連携実践の様子や考え方を伺った。インタビュー調査の中で浮かび上がってきた連携において留意する点や配慮事項について以下に記す。

(1) 情報共有が連携の基本 —本人・保護者の同意を得る—

今回の調査において、連携の課題として「個人情報保護のため、生徒の問題等の情報が入りにくい、入っても後手に回る」という意見や、連携先への要望として「支援を受けている生徒の様子や支援内容など、学校での生徒支援に役に立つと思われる個別の情報を共有させてほしい」という声が学校側からよく聞かれた。アンケートで回答した人の中には、校内連携や校内での情報共有についての課題について述べた可能性もあるが、一方で、教員や学校現場の考え方として、個人情報に絡んだ内容については守秘義務が発生するのでどうせ情報共有は無理だろう、と連携する前から思い込んでいる場合も多いことが考えられる。

実際には、「連携の基本は情報共有にあり、その情報共有は本人のために行われている」という考えから個人情報に関することであっても必要な情報は積極的に共有していくべきだと考える施設が多く、そのためには、利用の最初の段階で、連携や個人情報の取り扱いについて本人・保護者の同意を得ていることが多い。学校も同様

に、本人のために必要と判断したら、まずは、本人・保護者に説明し、情報の共有について了解を取り、その上で関係する機関に連携を申し出るようにすれば、こちらが思っている以上に情報共有はスムーズに進むのではないかとと思われる。なお、以下のテーマについても、連携にあたって本人・保護者の了解を得られているという前提のもとで議論を進める。もちろん、連携によって知りえた情報の守秘義務は厳格に守るべきであることは言うまでもない。

(2) 情報交換の手段は多様

支援が必要な生徒について関係者が集まり支援方法等について検討する連絡会議（ケース会議）のような場が支援における情報共有の手段として有効であることが広く認められている。このケース会議についても学校からの要請があれば参加可能というところがほとんどであった。通信制の職員に向けたアンケート調査でも、効果的な連携のために学校側の体制として必要なこととして「ケース会議において、外部機関の担当者を積極的に受け入れる」が上位に回答されており、今後、外部の担当者にも積極的に参加を要請していくべきであろう。お互いが忙しく、このような会議を設定できない場合であっても、本人のためになる情報共有については、積極的に進めていくべきと考えるところも多い。保護者を通して手紙のやりとりをしているところもある。また、学校側が直接、相手先を訪問したりするほか、手紙や電話、メールなどの手段で学校と情報交換を行っているところも多い。電子メールは、診療で忙しい医師などに対しては大変有効な手段である。やりとりする際には、個人名などを伏せ、個人情報の漏えいに注意を払いながらも、積極的に活用するべきだと考えられる。

(3) 担任の顔が見える連携 ―担任をサポートする校内支援体制のさらなる充実―

学校の連携体制が十分に整備されていない理由として「担当者どうしでの必要な情報の共有が確実でないと感じる」という意見が複数あった。この点についてもインタビューにて相手先の意見や考え方について聞き取りをしたところ、相手側としては、生徒と接している担任との直接の連携を望む声も多く、担任が直接電話やメールなどでコンタクトを取っても構わないというところも多かった。むしろ「担任との関わりが少なくなり困惑している」という声も聞かれている。当然のことながら、外部との連携にあたっては、校内の教育相談部などが中心となったチーム体制で取り組むべきであり、何もかも担任一人で事を進めることはありえないが、連携における、担任教師のある程度の主体的な関わりは必要であろう。ただ、外部からも担任との関わりを希望し、担任の熱意に期待する一方で、担任だけの力では支援が不十分となることを危惧する声も複数から聞かれている。よく言われていることではあるが校内の連携体制が十分に整備されていなければ外部との連携の充実には期待できない。教

育相談担当や学年主任、場合によっては特別支援教育コーディネーターなどが担任をサポートする校内体制のさらなる充実を構築していく必要があるだろう。

(4) 生徒のためにも柔軟な対応を一だからこそ連携が必要―

連携体制が充分でない理由や、相手先に望むこととして「学校には学校独自の事情があることを理解してほしい」という声が何回か挙がってくる。アンケートの回答者に直接、その真意を聞くことはできないが、高校での単位認定や生徒指導に関することだと推測し、この点での意見等について連携先に聞き取りを行った。ある程度、高校の「枠」があるのは仕方ないと考えているところが多かったものの、特別支援の連携に関しては、高校側への柔軟な対応を求める考えがむしろ一般的であった。特に、発達障害者への支援については、本人の特性を考慮した合理的かつ柔軟な対応がなされるべきであるという意見が聞かれた。学校としても今後、判断に悩むケースも出てくることが予想される。平成17年に施行された「発達障害者支援法」には、「国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。)がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする」と明記されている。学校も本人の特性をしっかりと見極めた上での合理的な判断をする必要性が迫られていることは間違いない。ただし、法が整備されたので仕方なしに対応するというのではなく、これまで、長い間、見過ごされ続けてきた発達障害者へ支援への必要性についてもしっかりと認識する必要がある。その上で、学校は関係諸機関との連携をこれまで以上に緊密にすることで、本人の特性を適切に把握し、必要な支援に柔軟に対応できる体制の整備を進めていく必要があるだろう。

(5) 「発達障害ともしっかりとフランクにつきあう」意識が必要

校内での連携体制が充分でない理由として挙げられた「発達障害の支援について知っている教員が十分でない」についての感想や意見について尋ねたところ、「教師全員が専門性を持つ必要はない」「発達障害について相当の知識が必要だと思われすぎている」などという考えを複数の機関から聞くことができた。背景には、教員の特別支援に関する専門知識の不足が時として支援への消極性への免罪符として利用されてしまうような事例の存在もあるようだ。もちろん、今回の調査で明らかになったように、通信制課程には他課程と比較して、発達障害支援センターの支援を受けている生徒が多く在籍していることを考慮すると、積極的に職員研修などで見識を深めることは必要であろう。しかしながら、職員全員が相当程度の専門知識を有していなければならないとしたら、高校での特別支援は永遠に実施することは不可能である。

連携にあたっては、校内の教育相談担当や SC から助言をもらいながらも、インタビューで出てきたフレーズ「発達障害とずっとフランクにつきあう」意識が必要なのかもしれない。

(6) 家族支援・地域支援を念頭に 一支援のネットワーク作りの意識を—

インタビュー調査の中で、多くの機関・施設が本来の利用者だけでなく、利用者の保護者や家庭の支援を念頭において実践していることが伺えた。発達障害の支援について指摘されたように、学校生活だけに目を向けるのではなく、家庭環境や地域での生活についても目をむけるべきであり、そのための支援のネットワークを広く長く構築できるような配慮をこころがける必要があるだろう。

(7) お互いを知ること—連携にあたっては「教師ペルソナ」をはずし「カウンセリングマインド」を身につけて—

連携における課題のひとつ「実践不足」を解消するには、まず実践し、その中から成功事例を積みあげていくと同時に、信頼関係を構築していく必要がある。そのためには「お互いを知る努力」も必要であろう。

「教育関係の人間とでは価値観や考え方が微妙に異なっていると感じる。」同じような感想を、教員とともに仕事をしている SC もよく感じるそうである。SC でもある菅・木之下 (2001) は、「教師は、生徒と対面する際、一人前の教師になるための『教師ペルソナ』を被っている」と表現している。そして「教師ペルソナ」は自信過剰で傲慢に作用することも多く、教師とカウンセラーの連携において阻害的に働いてしまうことを指摘している。「教師ペルソナ」は生徒と対峙する際には必要であっても、外部機関との連携を図る場面では必要ない。「教師ペルソナ」を被ったままでは、「お互いを知る努力」もうまくいくはずがないだろう。

近年では、教師にも「カウンセリングマインド」が求められるようになってきた。「カウンセリングマインド」の基本は、カウンセラーとクライアントとの間に、より望ましい人間関係を構築することにより、クライアントが自らの力を十分発揮し、自らの力で問題を解決していけるようにすることである。連携にあたっては、「教師ペルソナ」をはずし、意識的に「カウンセリングマインド」を身につけて、お互いに望ましい人間関係を築くことができるように努力する必要があるだろう。

4-2 携機関が通信制高校に望むこと（連携に関わらず）

インタビュー調査で見えてきた、外部機関が望んでいる通信制高校の姿について以下にまとめた。

(1) SST, SSE などの取り組み

インタビュー調査では、『「定時制通信制高校」への要望』について質問したため、定時制高校での導入が知

られている SST (SSE) への取り組みの評価とともに SST (SSE) のさらなる展開を希望する声が複数聞かれた。ただし、単に SST (SSE) に取り組んでほしいという意味ではなく、定時制通信制高校は、不登校や発達障害の生徒に適した学校であり、これからもこのような生徒への配慮がなされた学校であってほしいという願いが含まれたものであろう。

定時制高校においては、SST (SSE) の導入が比較的進んでおり、SST (SSE) により学校生活への適応状態などを向上させる効果が見られたという報告もなされている (小林・稲垣・丹保・山岡・多賀・菅原・川上・池上・島, 2003)。

しかしながら、通信制高校における SST の実践についての報告はほとんどない。通信制では、制度上、スクーリングに毎回参加しなくてはならないものではなく、全ての学習活動への参加は、生徒の自主性にまかされている。各自の事情に合わせてスクーリングごとに登校曜日を変更できる学校が多い。授業やホームルーム活動では、その都度、人数もメンバーも異なる集団が形成され、だれが出席してだれが欠席するかはそのときになってみないとわからない。このため、系統的かつメンバーのニーズにあったトレーニングの展開がとて難しくなっている。さらには、学校で行われる集団活動に対して過度なトラウマ意識を持っている生徒も多く、SST に限らず、軽いアイスブレイキング的な内容であっても、内面の交流に関わる集団活動には特に細心の配慮を要する場合が多い。定時制で実施され効果を上げている SST についても、そのままの形で通信制に応用できるとは限らず、通信制にあった SST の研究・開発が望まれる。

(2) 早期支援への意識

学校にも、支援を必要とする生徒にできるだけ早く支援とつなげる意識を持ってほしいと感じている施設が複数あったが、これは、学校の教員の意識調査では見られなかった視点である。

高校生の年代になると、大人と同じように心の病が自殺の危険と密接に関連するようになる。この年代は統合失調症などの心の病の好発年齢にもなるので、早期に見つけて、適切な治療に結びつけることが重要であると考えられている (自殺予防については後述)。また、発達障害者への支援が遅れることで、二次障害として、うつや適応障害などの精神疾患を併発してしまう事例も多い。

(3) 期待される進路支援

学校側への要望として圧倒的に多かったのが進路支援、特に就労支援の強化・充実である。「教師への意識調査」で示されたように、連携に関する限り、進路支援への問題意識は、少なくないとは言え、決して多いものでもない。

通信制生徒の多様化、若年化によって、年々、進路指導の重要度が増してきているが、本来、勤労者を主たる

学習者として想定している通信制において、進路指導や進路支援は必須のものではなく、一部の希望する生徒に向けた限定的なものである。進路支援への意識が他の分野に比べて弱くなるのも仕方のないことだと言えるかもしれない。

ただし、通信制では卒業後、定職も持たず、就職も進学もしない生徒が約40%にもなっている。この中には、家業を継続するものや専業主婦（主夫）、病気療養中でしかたなく、という人たちも含まれているものの、卒業後にひきこもってしまうものも少なくない（国立大学法人 山梨大学 大学教育研究センター・通信制高等学校の第三者評価手法に関する研究会、2010）。このような現状を鑑みるに、通信制における進路支援、あるいは、外部機関との支援の引き継ぎの強化は、取り組まねばならない重要な課題のひとつであると言える。積極的に外部機関との連携を図っていくとともに、インターンシップや卒業後のアフターケアなどへの取り組みも模索していく必要があると思われる（発達障害者への就労支援については以下にて詳述する）。

支援が必要な生徒を安易に進学させてしまうことへの不安や、進学を指導する場合であっても支援の継続を見据えた上で指導してほしい、という意見も聞かれた。最近では、大学などでも障害を持つ大学生などへの支援が充実してきている（斎藤・西村・吉永、2010）。支援を必要とする生徒が進学を希望する際には、進学先の学生支援室などとの連携の可能性も検討する必要があるだろう。

4-3 学校において、ますます高まる外部機関との連携分野について

調査を進める中で見えてきた、外部機関との連携が重要である分野について以下に記す。

(1) 発達障害者に対する支援 —精神障害者保健福祉手帳の改正について—

発達障害者への精神障害者保健福祉手帳の交付には、自治体等での判断基準に差があり、場合によっては、二次障害を併発していないと手帳が交付されない場合も多かった。しかし、現在では精神障害者保健福祉手帳の診断書の様式が改正され、発達障害と診断された場合、申請すればほぼ確実に手帳が交付されるようになった。

手帳が交付されれば、生活支援に関わる各福祉サービスなどを受けられるだけでなく、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、企業が雇用しなければならない「障害者」として認められるため、これまで就労が難しかった一般企業への就労への道も開ける可能性が高くなる。一般雇用を目指すか、障害者雇用を活用するかについては、本人や保護者との慎重かつ丁寧な検討が必要ではあるが、高校現場においても、今後は、障害者雇用の助成等を利用した就労を目指すケースも増えてくることだろう。就労支援においては、障害者就業・生活支

援センターなどの就労支援機関だけでなく、これまでに多くの障害者の就労支援に関わり、多くのノウハウを蓄積している特別支援学校との連携にも積極的に取り組んでいく必要があると思われる。

(2) 自殺予防教育導入の動きについて

子どもの自殺を食い止めようと、文部科学省は、小・高校に自殺予防教育を導入する方針を決めた。先進的な米国の教育を参考に、授業にどう取り入れるかを近く設置する専門家会議で論議し、ストレスとの向き合い方や、悩みを一人で抱えない対処法を学ぶことを想定しモデル校を選定するとしている。全自殺者の中に占める未成年者の割合は約2%だが、全体に占める割合が小さいからといって子どもの心の問題に真剣に取り組まないでいると、大人になってからの心の健康に深刻な問題を生じることにもなりかねない（文部科学省、2009）。

自殺予防についてこそ、「外部機関との効果的な連携」が重要であることは言うまでもない。医療機関のほか、自殺予防に関するプログラムなどに詳しい精神保健福祉センターとの連携も重要であろう。また、前述した「早期支援」への意識も重要であると思われる。外部機関との効果的な連携により、自殺の危険性が高い「うつ」や「統合失調症」「摂食障害」などを早期に発見し治療にむすびつけることは、自殺予防にもつながるのではないかと考えられる。

4-4 通信制高校での支援についてのまとめと考察

最後に、これまでの議論を踏まえた上で、通信制高校ならではの支援体制の在り方について、考察してみたい。通信制には多様な生徒が集まってくるが、ここでは、不登校経験のある生徒、高校を退学あるいは転学をしなくてはならなくなった生徒の支援について考察を行う。

不登校や退学に至った理由はさまざまであろうが、学校生活や人間関係のもつれが大きかったことが予想される。ときには精神的に強くダメージを受けている場合もあり、進学後も学校生活や学習上の課題を抱えている場合がある。このような生徒が入学先に通信制を選ぶ理由には何があるのだろうか。

まず考えられるのは、登校日数の少なさであろう。学校生活や人間関係にトラブルがあり、傷つきが収まらないものにとって、学校に行かなければならない日数は少なければ少ないにこしたことはない。通信制における、登校日数が少なくて済む制度そのものが、学校に対するネガティブな感情をいだいている不登校の生徒にとっては、大きな支援のひとつであろう。だが、通信制における彼ら彼女らへの支援に役立っているのは登校日数の少なさだけではないと筆者は考えているが、以下に列挙する形で述べることにする。

(1) 登校日数の少なさ

不登校生徒や発達障害の生徒らが通信制への進学を決

定する最大の理由はこの「登校日数の少なさ」であろう。勤労青年が学ぶ場として、設定された通信制では、学習の基本は家庭での自学自習である。週にはば1回のスクーリングに参加することで単位修得が可能となるよう制度設計されている。毎日学校へ通うことへの抵抗が根強い生徒や、長期にわたって学校に通うことができなかった生徒であっても、週1回の登校なら「何とか頑張れそう」と足を踏み出すこともできる。週1回の登校を1年、2年と続けているうちに、学校や学校生活に対する抵抗感が薄まり、それとともに、学校に通えた自分に自信を持つようになる。

また、登校日数が少ないことで、アルバイトやボランティア、趣味に取り組む時間なども保障されている。このような学校以外でのコミュニケーションの場に参加できることで、精神的に安定する生徒も少なからず存在する。学校での友人や教師との関わりは拒絶するが、自分が選んだアルバイト先の職場の方々とは安心して接することができるという生徒もいる。ネットで知り合った同じ趣味の友人と過ごす時間がゆったり確保されているのも通信制ならではのと言えるかもしれない。

この他、学校生活や集団生活に対して過度に不適応感を生じさせている生徒の中には、1日登校しただけで、心身ともに極度に疲労してしまうものもいる。通信制では、自分のペースで登校することができ、体力を回復させるための時間をとることも可能である。

(2) 学校生活の基本にある「自己決定」・「自己責任」① ー「～ねばならない」プレッシャーの緩和ー

登校日数の少なさと同じように、効果的な影響を及ぼしている要因に、「学校生活の基本にある『自己決定・自己責任』」があると考えている。社会人である勤労青年を主たる目的として設置された通信制は、学習のシステムにおいて、生徒の自己決定を尊重する風土が醸成されている。

学校生活を送る上での必要なルールは定められているが、学校生活の内外において随所に生徒の「自己決定」が尊重される。例えば、学校を休むという選択も、行事を休むという選択も基本的には尊重される。勤労青年には、仕事の都合でどうしても学校を欠席しなければならない場合があることは当然であることから、勤労青年を主たる対象としている通信制高校では必然的にこのようなスタンスをとらざるを得ないとも言える。通信制の教師は、定期的に保護者会を行ったり、学習状況表などを郵送したりするなど家庭との連携は図っているものの、生徒が授業を欠席してもよほどの事情がない限り、その日のうちに家庭等に特に連絡をとることはしないことが多い。「自己責任」という概念をここにあてはめるならば、一般的には、「休んだ結果、単位が取れなくなる」「休んだ結果、3年で卒業できなくなる」となるのだろうが、通信制では、むしろ逆で「休まず出席した結果、単位が取れた」「休まず出席した結果、3年で卒業できた」と

いう関わり方のほうが多い。つまり、「3年で卒業できればそれにこしたことはないが、3年以上かかっても特に問題はない」というスタンスなのである。生徒によっては、この通信制のスタンスが自己を回復させるとも大きな要因となる場合がある。

通信制に入学するまで、生徒は「学校は休んではいけないのだ」あるいは「高校は3年で卒業するものなのだ」というメッセージを多く受けてきた。教師は、言語的なメッセージを発するだけでなく、非言語的、つまり、教師の生徒への関わり方やスタンスという形でも、常にメッセージを発信している。しかしながら、どうしても学校を休んでしまう生徒にとっては、「学校は休んではいけないのだ」「高校は3年で卒業するものなのだ」という暗黙のメッセージは、とても大きなプレッシャーであり、しかも、常になくなることがない。

アルバート・エリスによって創始された「論理情動行動療法（論理療法）」では、人の悩みは出来事そのものではなくビリーフ（出来事の受け取り方・解釈）によって生み出されると考えている。そして、不合理な考え方であり自己否定的でもあるビリーフをイラショナルビリーフ（非合理的信念）と呼び、それを合理的な考え方であるラショナルビリーフに修正することで悩みは軽減できると提唱している（Ellis & Harper, 1991）。論理療法的に考えるならば、「高校は3年で卒業するものなのだ」という考え方は、願望と事実を混同してしまっておりイラショナルビリーフであると言える。これをラショナルなビリーフに修正するとすれば「高校は3年で卒業できればそれにこしたことはないが、3年以上かかっても特に問題はない」であろうか。これは、前述した通信制のスタンスとほとんど同じである。

一般的に、学校や教師は、何らかの理由で学校に来ることが困難な生徒に対して、言葉には発しなくても、心配したり、連絡をとったり、生徒への関わりを強めることで（教師なら当然だが）、知らず知らずのうちにイラショナルビリーフ的なメッセージ「高校に行かないとダメ、行事に出席しなくてはダメ、単位を落としたらダメ・・・」を与えてしまっている可能性がある。そのようなビリーフが自己のビリーフとして取り込まれ、それが本人にとってイラショナルビリーフとして働く場合、学校での生活にさらなる不適応を生じさせる。このような生徒にとって、通信制のスタンスである「3年で卒業できればそれにこしたことはないが、できなくてもたいした問題ではない」は学校生活を送る上で効果的に働く場合が少なくない。

このように、学校生活の基本にある「自己決定・自己責任」により、一部の生徒にとっては、これまで受けていた過度なプレッシャーから解放されることがある。それによって、自分のペースで学校生活を進めることが可能となり、自分を取り戻し、そして、そのことがまた自己決定につながっていく。

外部機関から強く期待されている進路指導についても同様である。通信制では「高校を卒業したら全員が進学か就職をするべきだ」というイラショナルビリーフ的なスタンスで進路指導を行うことはないし、するべきではないと考える。もちろん、卒業後にひきこもってしまうおそれのある生徒に何も手を打たないでいいわけではなく、必要に応じて支援の手を差し伸べるのは当然であろう。このように、通信制で必要とされる進路指導の強化とは、生徒全員への一斉指導的ではなく、これまでの通信制の進路指導のスタイルを維持した上で、支援を必要としている生徒への個別の支援を可能にするような形が望ましいのではないだろうか。その個別支援の中には、もちろん、外部機関との連携による支援が含まれることになるだろう。

(3) 学校生活の基本にある「自己決定」・「自己責任」② —自分の個性の肯定—

通信制に進学する生徒の中には、中学校や前籍高校時代、服装違反等による指導を繰り返し受けてきたものも多い。学校のみならず集団生活において一定の規律は必要であり、規律遵守のための指導は学校現場で欠かせないことは論ずるまでもない。千葉県立姉崎高等学校(2007)などによる取り組みなど、頭髪・服装指導の徹底が生徒の規範意識の向上に効果があることも広く認知されている。

しかしながら、インタビュー調査にて指摘されたように、感覚過敏の方にとっての詰襟制服着用の尋常でない辛さなど、(全体から見ればごく少数のケースではあるものの)生徒によっては学校の規律が本人の許容量を超えてしまっている場合もあると考えられる。また、反社会的な傾向はそれほど見られないものの、ファッションなどの趣味に対する興味やこだわりが人より高い生徒が、学校の指導によって自分の個性を否定されたと感じてしまい、自信を喪失してしまっていた生徒のケースなども筆者は経験している。この他、家庭環境など何等かの理由によって、学校規律への規範意識を内面化することができない生徒も存在する。学校の規律が原因で、学校生活に不応をを起こしてしまっているこのような生徒にとって、通信制の「自己決定」「自己責任」を尊重する学校風土は学校への抵抗感の緩和につながる。

(4) 多様な集団内での学び

勤労青年の教育を目標としている通信制高校には多様な年齢層の生徒が席を並べて一緒に学んでいる。年齢層だけでなく、質的にも多様であり、ひきこもりに近い不登校の生徒もいれば、勤労青年も在籍している。人数としてはさほど多くはないが、外国人や中高年の学習者も通信制には在籍している。通信制の生徒に効果的な影響を及ぼしている要因の最後に、このような「多様な生徒集団内での学び」を挙げる。

不登校生徒の中には同学年の友人とは話ができないが、異年齢、特に年長者とは安心して話ができるという

ものも多い。また、多様な集団の中で、自分たちだけが特別ではないことに気づくとともに、自分自身の個性や自己の長所に気付くこともできる。多様な生徒間での交流でお互いにいい意味での影響を及ぼすことも多い。中でも、中高年学習者は、年を経て高校に入学あるいは編入学し、様々なハンディがあるにもかかわらず、学びに対する姿勢が真摯で、学習意欲が高く、学校活動への参加も積極的で、他の生徒などにもたらす影響もとても大きい(上野, 2009)。中高年学習者は、消極的な生徒の援助や学校活動の指導的な役割を果たしていることもあり、おとなしい生徒にとっては大変心強い存在である。

このように、「多様な生徒集団内での学び」も、不登校の生徒や発達障害の生徒が通信制高校を学びやすい学校と判断するひとつの要因であると言えるだろう。

(5) 基本的なスタイルは維持しながらも、支援の引き出しを増やす

これまで考察してきたように、通信制における不登校生徒に対して効果的な影響を及ぼす要因は、全て、勤労青少年を対象として設立された通信制教育のしくみの中に内在しているものである。

通信制課程における、近年の生徒の多様化・低年齢化から、生徒指導や進路指導、教育相談などの重要性が高まってはいるものの、通信制の本来の目的である、勤労青年に向けた教育を推進していくことは、現在の通信制に通う生徒(その中には、外部機関との連携支援を必要とする生徒も含まれる)にとっても有益な面も多いと思われる。

現在の通信制高校に必要なのは、通信制としての基本的なスタイルやスタンスを維持しつつ、多様な生徒に対する個々の支援の引き出しを増やしていくことではないだろうか。そのためにも、外部機関と積極的に連携をはかりながら効果的な支援に努めていく必要があるだろう。

V 引用文献

千葉県立姉崎高等学校 2007「生徒が変わった! 姉崎高校改革, 3年間の足跡「覚悟」を決めた始業式」月刊生徒指導 37(5), 54-58.

Ellis, A. & Harper, R. A. 1981「New Guide to Rational Living 國分康孝・伊藤順康(訳) 論理療法—自己説得のサイコセラピー」川島書店

生野照子「小児の心身症」心身医療 37, 203-212.

小林 真・稲垣 応顕・丹保 弘則・土合 智子・山岡 和夫・多賀 香世子・菅原 千香子・川上 純子・池上 道子・島 美恵子 2003「高校生に対するソーシャルスキル・トレーニングの効果」富山大学教育実践総合センター紀要 4, 15-23.

国立大学法人 山梨大学 大学教育研究センター・通信制高等学校の第三者評価手法に関する研究会 2010「通

通信制高校の教育相談における外部機関との連携の在り方についての検討 (2)

- 信制高等学校の第三者評価制度構築に関する調査研究 最終報告書」http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/05111601/1305977.htm
- 文部科学省 2009「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2009/04/13/1259190_12.pdf
- 文部科学省 2013 定時制課程・通信制課程高等学校の現状 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/siryo/__icsFiles/afieldfile/2013/07/12/1336336_2.pdf
- 小川徳重・石津憲一郎・下田芳幸 2013 通信制高校の教育相談における外部機関との連携の在り方についての検討 (1) —通信制高校生はどのような援助ニーズをもっているか— 富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要, 8, 13-22.
- 菅佐和子・木之下隆夫 2001「学校現場に役立つ臨床心理学」日本評論社
- 高宮静雄・磯部昌憲・加地啓子・唐木美喜子・植本雅治 2009「小児心身医療に必要な連携システム」心身医学 49, 1283-1288.
- 上野真之 2009 「通信制高校における生徒指導に関する考察」早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊 16, 25-36.
- (2014年 9 月 1 日受付)
- (2014年10月 8 日受理)

